

古賀市共創まちづくり推進委託特記仕様書

1 業務名

古賀市共創まちづくり推進委託

2 業務目的

地域における課題が複合化する中、様々な取組を組み合わせる「クロスオーバー」で取り組むことで相乗効果をねらう戦略性、市民・事業者・専門家など様々な人たちの新しい発想が求められている。

本業務では、将来のまちづくりの担い手となり得る市民等を発掘し、育成するとともに、市民・事業者・専門家・行政など枠組を超えた参加者が、お互いに対話することで新たなアイデアが生まれ、また、参加者同士による新たなコミュニティが形成されるといった地域の課題解決や新たな魅力、地域の価値を共に創出するまちづくりを行う仕組み、地域の活性化や共創によるまちづくりを行う体制を構築し、移住・定住の促進、関係人口の創出を図り、本市がめざすべき共創のまちづくりを実現することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

4 業務内容

【令和5年度】

(1) 共創まちづくり推進ロードマップの推進及び見直し

本業務は令和4年度に作成した本市における共創まちづくり推進ロードマップ(別添資料)に即して遂行するとともに、当該ロードマップについては必要に応じて見直しを行うこと。

(2) まちづくり体験型イベントの企画・運営

まちづくりへの市民等の興味・関心を高め、将来のまちづくりの担い手となり得る市民等を育成することを目的とし、まちづくり体験型イベントの企画・運営業務を実施する。

① 開催時期 令和5年7月～令和5年9月頃(数回程度)

② 参加者 親子(主に古賀市在住の親子を対象とするが、市外者も可とする。)

③ 参加人数 20組程度

④ 主な内容 業務目的の達成に資するカードゲームの実施(3種類程度)、フィールドワークの実施(2回程度)、本市の地域資源を活用したワークショップの実施など

※カードゲームの例示

START UP POPCORN、風水害24、SDGs de 地方創生、Get The Point など

(3) リビングラボの企画・運営

市民・事業者・専門家・行政など、枠組を超えた参加者が互いに対話することで新たなア

アイデアが生まれ、参加者同士による新たなコミュニティが形成される、また、地域の課題解決や新たな魅力、地域の価値を共に創出するまちづくりを行う仕組み、地域の活性化や共創によるまちづくりを行う体制を構築するためのリビングラボの企画・運営を実施する。

- ① 開催時期 令和5年7月～令和6年3月頃（数回程度）
- ② 参加者 ・市民・事業者・専門家・行政など
・まちづくりの担い手の候補となる者など
- ③ 参加人数 20人程度
- ④ 主な内容 地域課題の解決に向けたアイデアの創出、発表、可視化
- ⑤ テーマ 本市の地域課題や参加者の属性に応じて設定するものとする。

(4) 共創まちづくりの推進

- ① 潜在的なまちづくりの担い手の発掘や育成
- ② まちづくりの担い手が参加したくなるイベントの開催と発信（(3)リビングラボを含む）
- ③ 企業・大学・高校が共創まちづくりへ参加し、連携できる環境の構築
- ④ 本市が今後、推進すべき共創まちづくりヴィジョンの作成

(5) 広報活動

- ① 本業務にかかる取組を発信する広報の企画、運営
 - ② 参加者との連絡調整
- ※広報活動に際してのイベント中の撮影、広報素材としての公表の同意
※参加者への案内等

【令和6年度】

(1) 共創まちづくり推進ロードマップの推進及び見直し

本業務は令和4年度に作成した本市における共創まちづくり推進ロードマップ（別添資料）に即して遂行するとともに、当該ロードマップについては必要に応じて見直しを行うこと。

(2) まちづくり体験型イベントの企画・運営

まちづくりへの市民等の興味・関心を高め、将来のまちづくりの担い手となり得る市民等を育成することを目的とし、まちづくり体験型イベントの企画・運營業務を実施する。

- ① 開催時期 令和6年7月～令和6年9月頃（数回程度）
- ② 参加者 親子（主に古賀市在住の親子を対象とするが、市外者も可とする。）
- ③ 参加人数 20組程度
- ④ 主な内容 業務目的の達成に資するカードゲームの実施（3種類程度）、フィールドワークの実施（2回程度）、本市の地域資源を活用したワークショップの実施 など

※カードゲームの例示

START UP POPCORN、風水害24、SDGs de 地方創生、Get The Point など

(3) リビングラボの企画・運営

市民・事業者・専門家・行政など、枠組を超えた参加者が互いに対話することで新たなアイデアが生まれ、参加者同士による新たなコミュニティが形成される、また、地域の課題解決や新たな魅力、地域の価値を共に創出するまちづくりを行う仕組み、地域の活性化や共創

によるまちづくりを行う体制を構築するためのリビングラボの企画・運営を実施する。

- ① 開催時期 令和6年4月～令和7年3月頃（数回程度）
- ② 参加者 ・市民・事業者・専門家・行政など
・まちづくりの担い手の候補となる者など
- ③ 参加人数 20人程度
- ④ 主な内容 地域課題の解決に向けたアイデアの具現化、企画化
- ⑤ テーマ 本市の地域課題や参加者の属性に応じて設定するものとする。

(4) 共創まちづくりの推進

- ① これまでの取組で発現した共創まちづくり企画の見える化と発信
- ② 令和7年度以降の共創まちづくり運営体制の具現化

(5) 広報活動

- ① 本業務にかかる取組を発信する広報の企画、運営
 - ② 参加者との連絡調整
- ※広報活動に際してのイベント中の撮影、広報素材としての公表の同意
- ※参加者への案内等

5 業務全般における実施条件等

- (1) 各種広報媒体を組み合わせた効果的な情報発信を実施し、将来的な移住定住の促進、関係人口の創出・拡大に寄与すること。
- (2) SNSやウェブ会議システム等のオンラインツールを有効活用することにより、リモート関係人口（オンライン上で本市と継続的な接点を持ち続ける県外在住者）の創出・拡大に向けた視点を盛り込むこと。
- (3) 参加者の所属する企業などでの新事業展開、他社による事業化、起業など、企画やプロジェクトに応じて多様な形で事業化、実現化につなげる視点を盛り込むこと。
- (4) 参加者が自発的、主体的に取組を継続できるよう、業務期間中は参加者に対してメンタリング等を行う体制を整えること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、国の感染防止マニュアル等に従い、適切な措置を講じること。

6 履行場所

古賀市内

7 成果品

- (1) 中間報告書（簡易製本2部、データ）
- (2) 業務実績報告書（簡易製本2部、データ）

※履行期間中であっても一部業務について部分的な業務報告書を求める場合がある。

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする（中間報告書は令和6年3月末、業務実績報

告書は令和7年3月末を想定)。

8 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

9 その他注意事項

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

10 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-942-1113 / FAX：092-942-3758

E-mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp